

議会基本条例とりまとめ案への意見等

日本共産党奈良市会議員団

青字・・・追加

黄色・・・削除

前文

本市議会は、世界に誇る歴史と文化の薫る本市の発展を担うため、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した地方公共団体の構築を推進し、市民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するとともに、本市の都市の将来像である「市民が育む世界の古都奈良」にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努めなければならない。

また、本格的な人口減少と少子高齢化社会の到来など社会経済情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化、高度化してきている。

このため、議会は、議事機関としての特性を発揮し、**市政における課題の論点及び争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、市政運営への監視と評価機能を強め、さらに政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、その使命を果たさなければならない。**市民福祉の向上を図るために、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有しているが、地方分権の進展に伴い、議会が果たすべき役割及び責務はますます増大している。

また、議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会であり、かつ、信頼される議会として、情報公開や説明責任を積極的に果たすことに努めなければならない。

ここに、本市議会は、**市民福祉の向上を図るために、二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認し、**市民の厳粛な信託に全力で応え、市民とともに歩む開かれた議会づくりを目指すことを決意し、議会に関する基本的な事項を**定めた**明らかにし、議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

1-2 基本理念

議会は、市政における最も重要な**唯一の意思決定機関**において、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と**対等の議事機関**として市民の**多様な意思を的確に把握し、**市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

1-3 基本方針

議会は、(前条の)基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 1 議案。請願その他の案件（以下「議案等」という。）の審議又は審査による政策決定を行うこと。
- 2 ~~市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）~~の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 3 市政の課題について調査研究を行うことにより、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- 4 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めるとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。
- 5 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。
- 6 時代の要請にあった議会の運営体制の確立を図るため、議会改革に継続的に取り組むこと。

1-4 条例の位置付け

この条例は、議会の基本的事項を定めておりにおける最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則等

2-4

2-5

議決・説明責任

議会は、市の意思決定機関として議決機関として議決責任を深く認識するとともに、その経過及び結果について、市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。

第4章 市民と議会の関係

4-2 広報及び広聴機能の充実

議会は、市民と共に歩み、市民に開かれた議会を実現するため、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。

2 議会の広報及び広聴の内容、あり方等については、常に検証し充実を図るものとする。

3 議会は、議会広報誌の編集発行その他の広報及び広聴に係る活動について必要な事項を協議するため、議員で構成する会議**広報広聴委員会**を置く。【委員会名を明記】

4-3 市民参画及び市民との連携の促進

議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人の招致、公聴会制度、専門的知見の活用制度等を活用して、市民の意思専門的な政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に市民の意見を反映させるよう努めるものとする。その説明責任を果たすため、少なくとも年に1回以上、議員全員の参加による議会報告会を開催するものとする。【仮置き・回数は1回以上とした】

第5章 議会と市長

5-2 一問一答方式および反問権会議における質疑応答

議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にして行うものとし、対面による一問一答の方式で行うことができる。

本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は対面による一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

2 市長等及びその補助機関である職員は、議員の質疑又は質問に対して議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その発言の趣旨の確認等のため質問することができる。論点及び争点を明確にするため、当該議員に対し反問することができる。【反問権の制約を緩和】

5-8 議員の文書による質問

議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。

3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。【据え置き】

第6章 議会の機能強化

6-1 議員研修

議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、広く各分野の専門家や市民等との研修会を実施し、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

6-2 議員相互の討議の推進

議会は、必要に応じて議員相互の討議が行われるよう、会議の運営に努めるものとする。

議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、積極的な議員間の討議により、市政の課題の論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に積極的に取り組むものとする。

6-4 審査・調査活動学識経験者等の活用

議会は、議案の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。

6-5 調査機関の設置

議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

第7章 議会改革の推進

7-1 議会改革の継続的な取り組み

議会は、時代の要請にあった議会の運営体制の確立を図るため、二元代表制における機能強化及び時々において最も効率の良い議会運営を実現するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例、議会内での申し合わせ事項等を継続的に見直すものとする。

3 議会は、前2項の規定による取組を行うため、議員で構成する推進組織を設置することができる。

【「推進組織として設置」として据え置き】

第12章 総則

12-1 条例の見直し

議会は、常に市民の意思意見、社会情勢その他の状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認める時は、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。